

# 「梅田直人～蝶への御恩返し～基金」任意団体会則

## 第1条（名称）

本団体は、「梅田直人～蝶への御恩返し～基金」（以下「本会」という。）と称する。

## 第2条（目的）

本会は、アート・教育・福祉・地域文化振興活動を通じて、人々の心の豊かさと社会貢献を目指し、特に子ども・障がい者・生活困窮者・地域社会への支援を行うことを目的とする。

また、蝶が自然界へ恩返しをするように、芸術活動を通じて社会へ温かな循環を生み出すことを理念とする。

## 第3条（活動内容）

1. 切り絵・AIアート等の芸術活動
2. ワークショップ・講演会・教育活動
3. 子ども・障がい者支援活動
4. 地域文化振興活動
5. メタバース・NFT等のデジタル文化活動
6. アート作品・グッズ等の企画、制作、販売
7. 寄附・基金活動
8. その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第4条（所在地）

本会の所在地は、岡山県津山市とする。

## 第5条（代表）

本会に代表を置き、梅田直人を代表とする。

## 第6条（会員）

本会の目的に賛同する者を会員とする。

## 第7条（会費）

本会の会費は、必要に応じて別途定める。

#### 第8条（会計）

本会の運営に必要な経費は、次により充当する。

1. 会費
2. 寄附金
3. 作品販売収益
4. 助成金
5. その他の収入

#### 第9条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第10条（附則）

本会則は、2026年5月6日より施行する。